

第2期北海道下川町基本計画

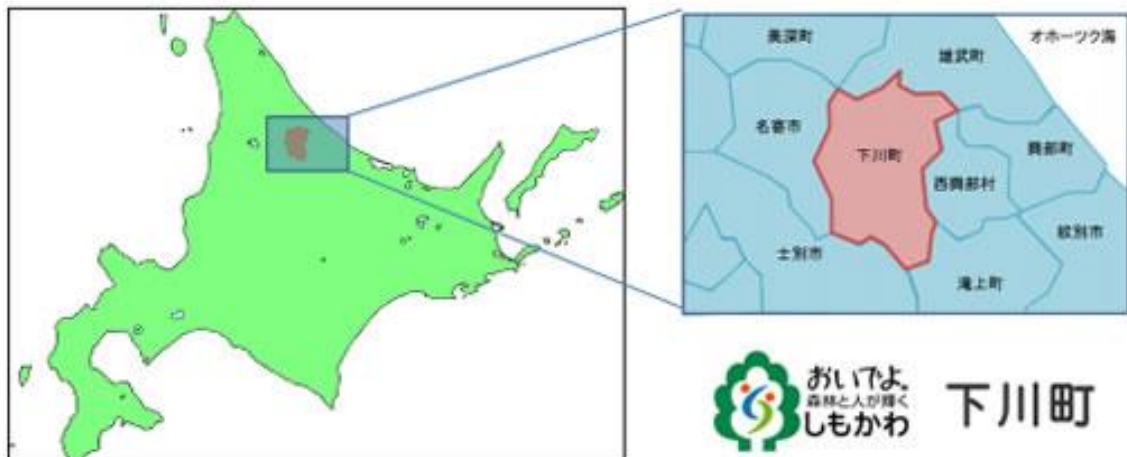
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年9月1日時点における北海道下川町の行政区域とする。概ねの面積は、64,454haである。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（道指定の鳥獣保護区である新下川鳥獣保護区及び一の橋鳥獣保護区）、自然公園法に規定する都道府県立自然公園（天塩岳道立自然公園）を除く。

なお、本促進区域には国内希少野生動物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域を含むため、「8 環境の保全その他の地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、その他の環境保全上重要な地域（生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地）は、本促進区域には存在しない。



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

本町は北海道の北部に位置し、64,454ha（東京23区相当の面積）のうち約9割が森林で、農業・林業を基幹産業としている農山村地域である。

気候は、年間の最高気温は約30℃、最低気温は約-30℃と温度差が60℃を越える寒暖差の大きい地域である。降雪は11月下旬ごろから4月中旬ごろまで続き冬が長く夏が短い積雪寒冷地でもある。

（インフラの整備状況）

最寄りの空港は旭川空港、最寄り駅は北海道旅客鉄道宗谷本線「名寄駅」である。名寄駅まではバスで約30分、旭川空港までは名寄駅までのバス、名寄駅から旭川駅までの鉄道（約1

時間)、旭川駅から旭川空港までのバス（約 30 分）を乗り継ぎ、約 2 時間を要する。

また、旭川空港からは、東京国際空港（羽田空港）（7 往復/日）行きの便があり、約 2 時間を要する。

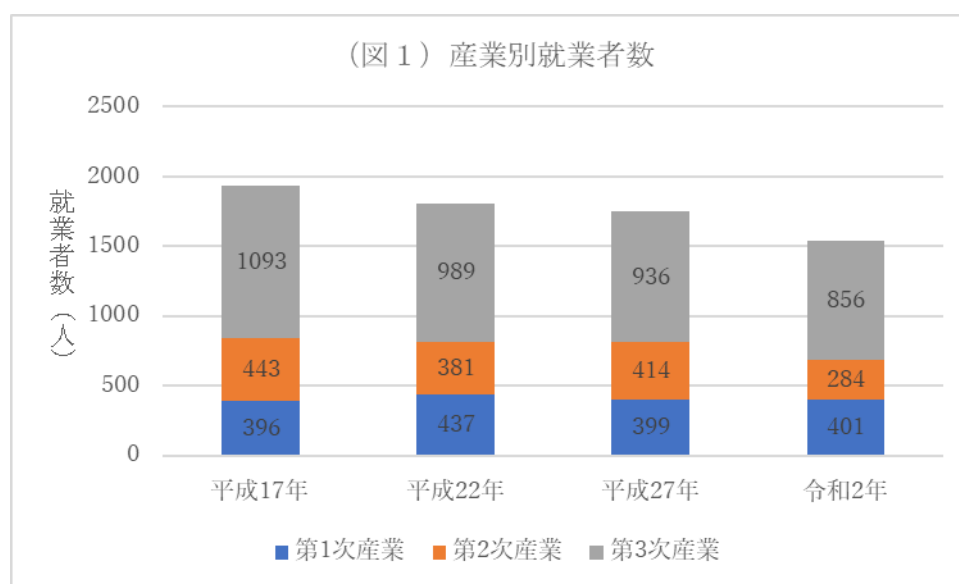
北海道内での移動は、札幌市までは自動車で約 3 時間、旭川市までは約 1 時間 30 分で移動可能である。

オホーツク海に面する網走市から日本海に面する留萌市まで北海道を東西に横断する一般国道 239 号が町の中央を横断しており、路線バス、自動車などの交通の要となっている。

（産業構造）

本町は、面積の9割を森林が占め、農林業を基幹産業とする農山村地域であり、豊富な森林資源を背景に、毎年一定量の伐採と植林を長年にわたって継続し、循環型の森林経営による地元製材工場への木材の安定供給と雇用創出による地域の活性化に取り組んでいる。

産業別就業者数は、第1次産業が26%、第2次産業が18%、第3次産業が56%を占める構造（令和2年国勢調査）となっている。



出典：令和 2 年国勢調査

（表 1）産業別就業者数

区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次 産業	農業	356	353	336	339
	林業・狩猟業	40	84	63	62
	小計	396	437	399	401
第 2 次 産業	鉱業	2	3	1	1
	建設業	236	194	231	142
	製造業	205	184	182	141

	小計	443	381	414	284
第3次産業	卸・小売業	220	181	152	138
	金融・保険業	17	18	14	14
	不動産業	1	3	3	4
	運輸・通信業	42	58	35	48
	電気・ガス業	11	9	6	7
	サービス業	660	576	602	510
	公務	142	144	124	135
	小計	1093	989	936	856
合計		1932	1807	1749	1541

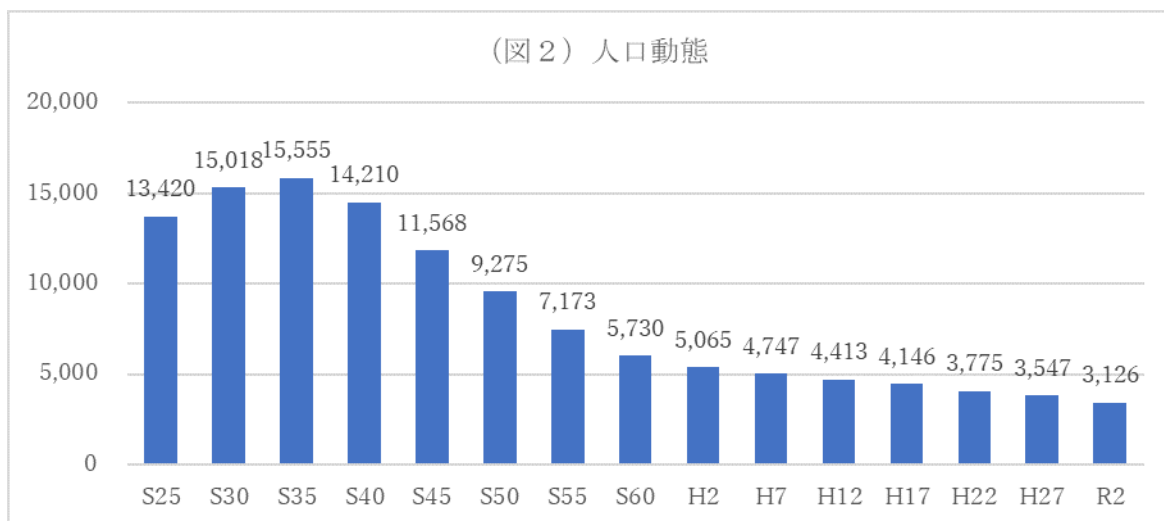
出典：令和2年国勢調査

（人口の状況）

かつては旧財閥系の鉱山で栄え、昭和35年には15,000人を超える人口を有したが、休山とともに人口が激減し、現在の人口は2,970人（令和5年10月1日現在）の過疎地域である。持続可能な地域づくりが身を結んできた平成2年頃から急激な人口減少が鈍化傾向にある。

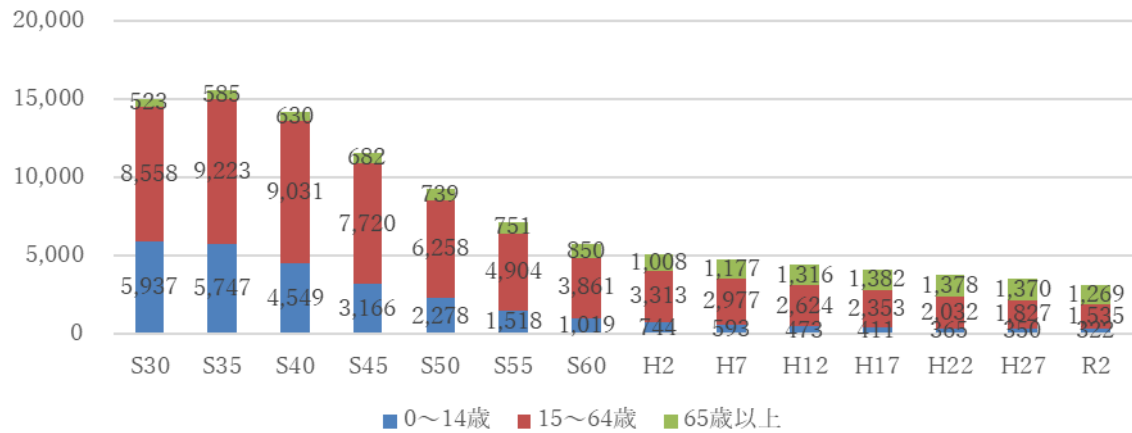
人口動態は、昭和35年以降、一貫して減少しているが、平成17年までは社会動態が人口減少の主要因であったのに対し、平成20年からは自然動態が主要因となっている。

生産年齢人口では、昭和35年の9,223人をピークに減少しており、令和2年は1,535人で全体の49%となっている。（令和2年国勢調査）



出典：令和2年国勢調査

(図3) 年齢層別人口推移



出典：令和2年国勢調査

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

「第6期下川町総合計画」では、その基本構想として『人と自然を未来へ繋ぐ「しもかわチャレンジ」』をテーマに、「今後のまちづくりは、国内外の新たな社会潮流である「持続可能な開発目標（SDGs）」を取り入れ、目の前の課題解決だけの視点でまちづくりを進めるのではなく、これから生まれてくる未来世代のことや本町を取り巻く社会情勢の変化などを予測しつつ、長期的、複眼的な視点でまちづくりを進めていく必要があります。」と謳っており、本目標の達成に向けて産業振興等の施策を展開している。

また、「下川町SDGs未来都市計画」では、「地域資源を余すことなく最大限活用し、環境に配慮しながらも地域経済の活性化に取り組むとともに、子どもから大人まで幅広い担い手を育成するなど、本町が将来にわたって持続可能な地域で在り続けるための施策を展開していく。これらの施策の相乗効果により、基幹産業である農業、林業・林産業が元気を取り戻すことで、地域の消費活動や生産活動が拡大され、商工業の潤いを取り戻すことを目指す。」と謳っており、「第6期下川町総合計画」と整合を図りながら、その実現に向けた産業施策を展開しているところである。

農業においては、本町の基幹作物であるフルーツトマトの秀品率の向上を目的に、安定した糖度管理と秀品率向上が見込まれる養液栽培を実施し、高品質なフルーツトマトの安定供給と産地ブランド化の確立を図るとともに農業生産の拡大と農業所得向上、更には新規就農や後継者など担い手の確保を目指している。

林業・林産業においては、森林資源量解析システムと連動させた素材生産を共有化し、ICT・IoTによる材積検知システムの導入と生産リードタイムを短縮した原木供給システムを構築する。また、北海道立高校森林科学科等の実習受入と北海道立林業大学校の研修拠点として連携し、人材誘致を促進する。

エネルギーにおいては、森林バイオマスエネルギー利用を始め、町全体の熱需要の約56%

を自給、地域の CO2 排出量の約 20%を削減している。今後においても、既存地域熱供給システムの省エネ改修等による効率的運用を推進するとともに、下川町再生可能エネルギー導入促進ロードマップ導入方針に基づき、全町的な再生可能エネルギーの利用拡大を図ることにより、脱炭素社会を構築する。

これらを踏まえて、地域の産業基盤（特性）である農業・林業及びそれらを活用したエネルギー自給産業の振興を図り、地域全体の付加価値額向上を図る。

（２）経済的効果の目標

- ・北海道内の 1 事業所当たりの平均付加価値額が 46.1 百万円（経済センサスー活動調査（令和 3 年））であることから、1 事業所当たり平均 47 百万円（百万円未満切上）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 118 百万円の付加価値額を創出することを目指す。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により特定の事業者の付加価値創出額が低下したため、「北海道下川町基本計画」における現状の値はマイナスの値となっている。したがって現状の値は目標値との比較において不適当であるため、記載しない。

- ・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	-	118 百万円	皆増

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	-	118 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数	2 件	4 件	100%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で3%増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること

③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で12.8%もしくは15百万円増加すること

なお、(2)(3)①、③については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①下川町の森林等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野
- ②下川町の小麦、フルーツトマト、鶏卵等の特産物を活用した農林水産分野

(2) 選定の理由

- ①下川町の森林等のバイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野

下川町は、町の面積の約9割が森林となっており、総面積は55,083haとなっている（上川総合振興局内で第6位）。うち約85%は国有林であるが、町有林の面積が大きいのが特徴である（上川総合振興局内で第2位）。

また、下川町では、環境に配慮した適切な森林管理を進めるため、環境・社会・経済のバランスに配慮した森林づくりを世界基準で認証する「FSC（森林管理協議会）の森林認証」を道内で初めて取得している。FSC認証には森林管理の認証（Forest Management -FM規格）と、製造・加工・流通過程の管理の認証があり、現在森林管理の認証を町内で5,559haの国有林、民有林、町有林で受けている。

<森林面積、及び上川総合振興局内ランキング>（2020年農林業センサス）

順位	市町村名	面積(ha)
1	上川町	88,916
2	士別市	81,010
3	幌加内町	62,048
4	美深町	57,705
5	南富良野町	55,966
6	下川町	55,083
7	占冠村	51,864
8	中川町	51,150
9	富良野市	40,290
10	旭川市	39,595

<市町村有林面積、及び上川総合振興局内ランキング>（2020年農林業センサス）

順位	市町村名	面積(ha)
1	当麻町	4,769
2	下川町	4,460
3	士別市	2,619
4	名寄市	2,497
5	南富良野町	2,250
6	中川町	2,145
7	占冠村	2,009
8	上川町	1,941

9	旭川市	1,920
10	美瑛町	1,632

下川町では、本認証を踏まえ、適切な森林管理を行うため、安価な間伐材に付加価値を付ける取組を行っている。例えば、木炭加工時の炭焼きの煙を冷却して木酢液や燻煙防腐処理材を製造することや、オガコやカンナクズを粉炭にした融雪剤や土壌改良剤の商品化などに取り組んでいる。また、トドマツの枝葉を集め、蒸留したエッセンシャルオイルなどを商品化している。

さらに、間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして利用する取組も推進している。具体的には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の地域新エネルギービジョン策定等事業により、木質バイオマスを含む新エネルギー全般の調査を実施し、木質バイオマスの導入可能性が高いとの結果を得た。そこで、町内公共施設で最もエネルギー消費が多く、二酸化炭素を多く排出している公共温泉「五味温泉」への導入可能性調査を実施した。調査結果を踏まえ、平成17年3月に180Kw木質ボイラを導入し、二酸化炭素・燃料コストの削減、地域内エネルギー循環を実現した。さらに、下川町森林組合では、集成材工場で発生する端材を木質ボイラ燃料に利用し、森林資源を余すことなく利用するゼロエミッションシステムを確立した（平成20年度北海道ゼロ・エミ大賞受賞）。

こうした取組により、平成23年度に、下川町が環境問題や超高齢化対応を解決する先導的取組を実施する「環境未来都市」に選定された。持続的な森林整備による二酸化炭素の吸収量の増加を始め、公共施設を中心に森林バイオマスエネルギーの導入や、燃料用チップ製造を行う原料製造施設を整備し、公共施設の暖房等の熱需要量の内、約6割を全10基の木質ボイラで賄っている。また、「木質バイオマス削減効果活用基金」を創設し、木質バイオマスの導入により、化石燃料を使用した場合と比較した場合の削減効果額約1,900万円を基金に積み立て、本基金を原資に、新たな子育て支援策を行うなど、木質バイオマス導入による恩恵の地域循環を図っている。

令和4年3月には、「ゼロカーボンシティしもかわ」（気候非常事態）宣言を表明し、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、現在は地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定中である。

<町内の木質ボイラ導入設備>

施設名称	ボイラ規模等	導入時期
五味温泉	180kW×1基	2005(H17)年3月
認定こども園	100kW×1基	2006(H18)年3月
役場周辺 地域熱供給施設	1,200kW×1基	2010(H22)年3月
環境共生型モデル住宅 「美桑」（エコハウス）	14.9kW×1基	2010(H22)年4月
高齢者複合施設	450kW×1基	2011(H23)年3月
町営住宅	80kW×1基	2011(H23)年3月
一の橋地区 地域熱供給施設	550kW×2基	2013(H25)年5月

小学校・病院 地域熱供給施設	700kW×1 基	2014（H26）年 3 月
中学校・地域間交流施設	240kW×1 基	2015（H27）年 1 月

※2023（R5）年 10 月現在

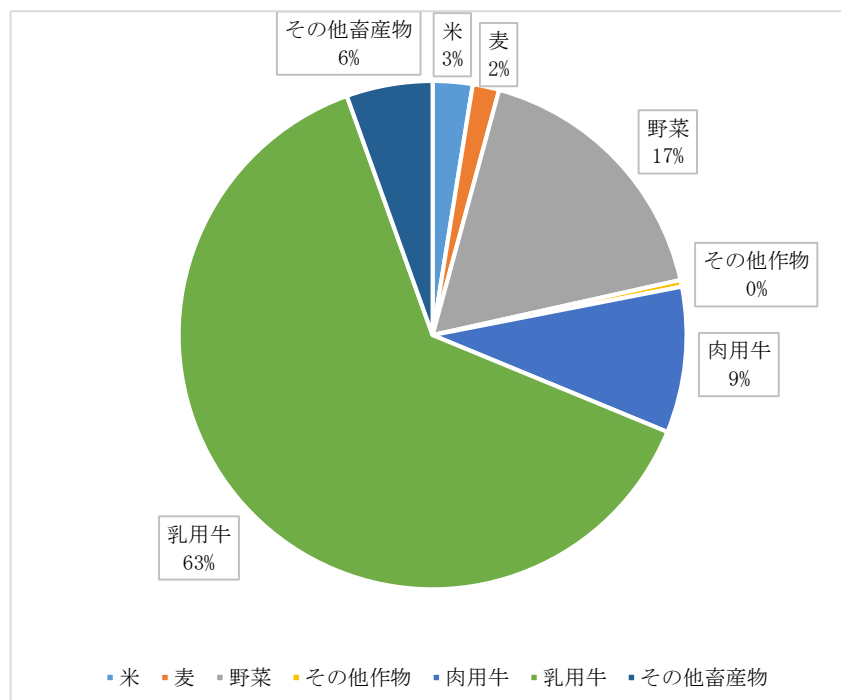
以上を踏まえ、下川町の豊富な森林由来のバイオマス資源を活用し、これまでの取組により得られた知見も生かしつつ、バイオマス燃料の製造、森林の二酸化炭素吸収やバイオマスエネルギーの活用を研究する学術・開発研究機関、さらに、将来的にこれらのエネルギー資源を活用した電気業、ガス業、熱供給業の事業展開を推進しながら地域全体の付加価値額向上を目指す。

②下川町の小麦、フルーツトマト、鶏卵等の特産物を活用した農林水産分野

本町は、農業が基幹産業であり、令和 3 年の農業算出額は約 24 億円（令和 3 年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））となっている。

本町の農業は、地域の中央部を名寄川が東西に貫流し、気候については、夏季は比較的高温（最高気温約 30℃）であるため、その立地条件を生かし畑作・酪農を中心とした農業生産が進められてきた。

<下川町の農業産出額の割合>（出典：令和 3 年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））



以下、本町の主要農畜産物の特性を説明する。

○小麦

本町の小麦は、春まき小麦の生産が主体である。春まき小麦の「初冬まき栽培技術」の確立により、平成 17 年から春まき小麦の作付けが拡大しており、現在 9 割が春まき小麦となっている。作付けされている春まき小麦「ハルユタカ」は道内有数の産地になっており、作付面積は 147.4ha である。

▼北海道の小麦の栽培期間

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
秋まき ホクシン ホロシリ チホクなど					越冬							
	播種			5～6葉期の状態で、 雪の下で越冬					収穫 7月末～8月上旬			
春まき ハルユタカ ハルキラリなど						播種 雪が融けて、 乾いた頃					収穫 8月中旬	
初冬まき ハルユタカ ハルキラリなど	播種 雪が降る直前に 播種			越冬			発芽した状態で、 雪の下で越冬					
											収穫 7月末	

春まき小麦の「初冬まき栽培技術」とは、雪が積もる直前に種をまき、雪の下で発芽させ、雪が融けると同時に生育を再開させるというもので、生育期間を長く確保できるというメリットがある。一方で、通常、春まき小麦は 4～5 月頃に種をまき 8 月中旬頃に収穫するもので、秋まき小麦に比較して生育期間が短いと収量が少なく、収穫期が降雨期に当たるため、作柄や品質が安定しにくいという欠点がある。

また、春まき小麦は発芽した後に雪が積もると春までに腐ってしまうため、秋にまくことができないが、種のままで積雪を迎えると、雪の下でゆっくり発芽するという特徴がある。この特徴を生かすには、冬期間、土が凍らないことが条件であるため、本町をはじめ石狩、空知、上川等の北海道中央部の多雪地帯でのみ可能な栽培方法である。標準的な春の種まき時期には、初冬まきでは既に葉が 3～4 枚出ている状態になり、成熟期が 7～10 日早まる。生育が旺盛なため、肥料を多く与えることができ、収量は一般の春まき栽培に比較して 30～40%多くなる。

このような栽培方法で生産されるハルユタカは、「幻の小麦」といわれるほど希少価値の高い小麦である。ハルユタカは、他の国産小麦に比べグルテン含有量が高い「強力粉」として開発された品種で、特に製パン・製麺に適している。一方で、病気に弱く、春に種をまくため、天候に左右されやすいことから収穫量が安定せず、道内主要産地でも作付面積の減少が顕著であった。しかし、初冬まき栽培技術の導入により、ハルユタカの道内作付面積の約 15%が下川町産となっている。（下川町調べ）

この希少な小麦を活用し、本町では手延べ麺、パン、地ビールなどの加工品開発も行われている。全国ご当地うどんサミット 2017 では、下川町のうどん店が出店し、全国 4 位を受賞するなど、ハルユタカを使用した手延べ麺の知名度を上げている。

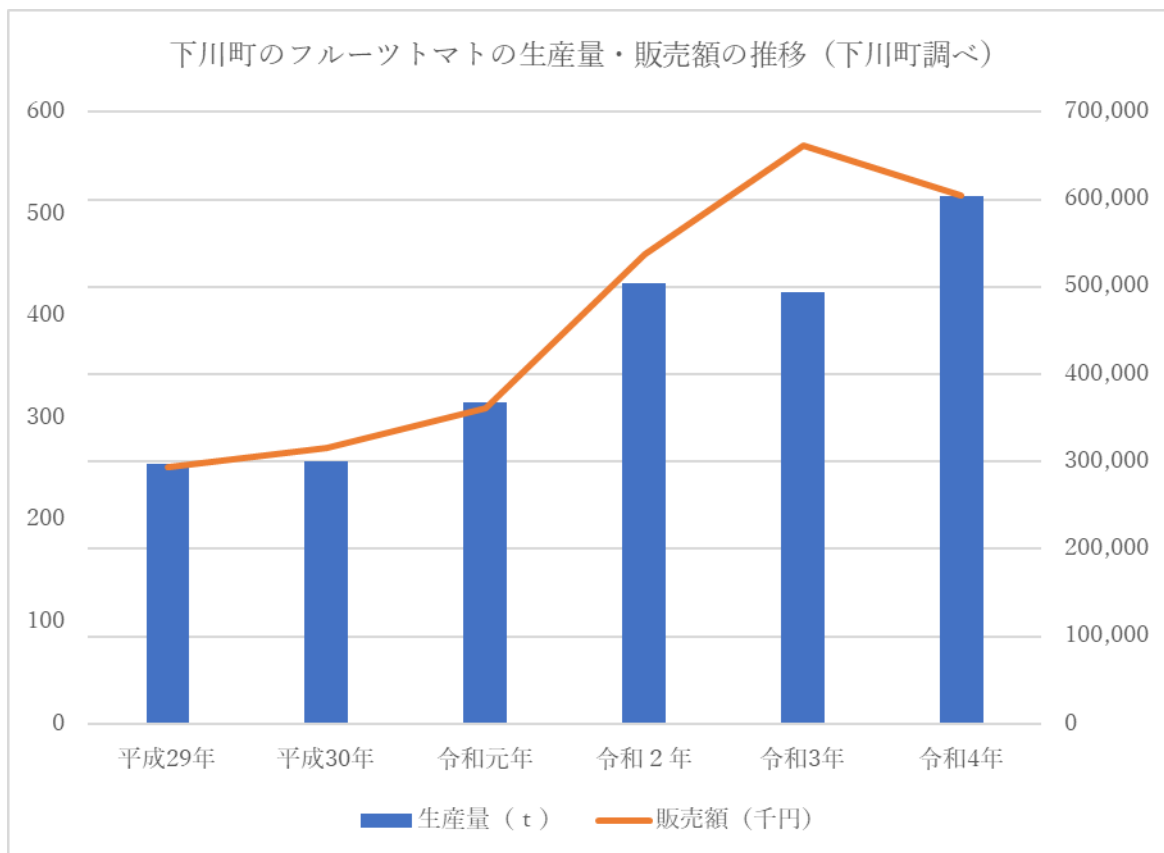
○フルーツトマト

本町のフルーツトマトは、平成 12 年頃から本格的な生産拡大が図られており、主要作物として定着している。フルーツトマトは、その栽培技術が難しく、また、各農家のほ場条件や天候に大きく左右されるなど、産地としてのブランド形成が難しい状況であったが、半養液栽培という栽培方法を導入したことにより、均一な栽培条件の確保が可能となった。

半養液栽培とは、土を入れたポットに、水と肥料を合わせた養液を土に浸透するスピードで点滴チューブから供給する栽培方法である。土に浸透する緩やかな速度で灌水施肥を行うことにより、定植直後の苗にストレスをかけることなく、水・酸素・肥料をバランスよく与えることができ、活性の高い根が多く発生する。また、灌水や施肥、除草作業などの作業時間を大幅に削減できるため、生産規模拡大を可能とする。

また、本町は気象条件が厳しく、露地野菜の栽培に適さない環境であるが、平成 5 年から施設ハウスの整備を推進し、高収益作物生産による集約型農業を推進している。現在は 590 棟を超えるハウスが整備され、フルーツトマト等の高収益作物の栽培が促進されている。

本町のフルーツトマトを生産する農家戸数は 28 戸で、平成 29 年では収量が 255t であったが、令和 4 年では 517t まで生産を拡大している。主に本州の市場に出荷され、贈答品などとして使われている。



畜産では、酪農が下川町の農業生産額の約 6 割を占めており、生乳の産出額は 12 億 5 千万円に達している。また、飼料生産労力の軽減と良質飼料生産を目的に平成 17 年に TMR センター（混合飼料の生産・配送センター）が設立され、経営安定化を図っている。（出典：令和 3 年農林業センサス市町村別農業産出額（推計））

〈上川総合振興局内における乳用牛経営体数及びランキング〉

順位	市町村名	飼養経営体数(経営体)
	上川総合振興局内 合計	268
	上川総合振興局内 平均(全 23 市町村)	11.6
1	士別市	41
2	美深町	33
3	美瑛町	28
4	下川町	23
4	富良野市	23
6	名寄市	20
7	中川町	19
8	旭川市	16
9	上富良野町	15
10	東神楽町	8
10	和寒町	8

(2020 年農林業センサス)

〈上川総合振興局内における乳用牛飼育頭数及びランキング〉

順位	市町村名	飼育頭数(頭)
	上川総合振興局内 合計	31,581
	上川総合振興局内 平均(全 23 市町村)	1,373
1	富良野市	5,091
2	美瑛町	5,009
3	士別市	4,407
4	名寄市	3,293
5	美深町	2,595
6	下川町	2,377
7	上川町	1,522
8	上富良野町	1,382
9	中川町	1,365
10	東神楽町	1,144

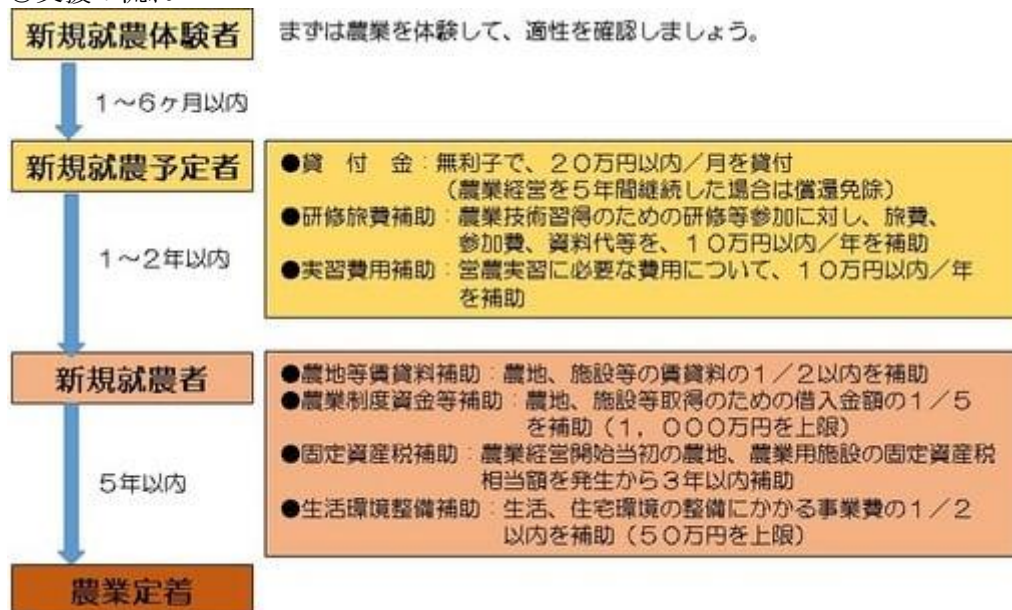
(2020 年農林業センサス)

また、町内には、約 11,000 羽を飼育する大規模な養鶏場も存在し、下川の湧き水を与えた「安心・安全な卵」を生産している。近年は、数種類の酵素で米ぬかを発酵させた有機飼料に加え、旨味につながるカニ殻、腸内バランスを整える竹炭などを配合した飼料を与

えた「酵素卵」の生産量を拡大している。同社では、自社の卵をプリンや燻製卵に加工・販売する6次産業化も手掛けている。

本町では、新たに農業を営もうとする方に対して、「新規就農者等支援事業」を実施している。本事業では、実践から経験できる短期間の農業体験を始めとして、農業での営農実習や農業大学校等での営農知識・技術の習得といった一定期間の研修による営農に向けた経験の蓄積、そして、農業経営者としての営農の始まりである「新規就農者」、また、最終的には「農業者」となることができるよう、それぞれのステージに合わせた設定を行い、将来農業の担い手となる方の早期定着と経営の安定を図るため必要な支援を行っている。

○支援の流れ



以上を踏まえ、下川町の小麦、フルーツトマト、鶏卵等の特産物の強みを生かし、農畜産物のさらなる高付加価値化や、持続的な営農支援の取組を推進し、地域事業者の付加価値額増加を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」に記載のような本促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、関係する事業者のニーズ及び事業推進の懸案事項を的確に把握し、適切な環境を整備していく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、本町において支援制度の充実を図るとともに、国の支援策の活用を念頭に置き、事業コストのハードルを下げることで本地域にしかない強みを更に強化する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置の創設等

本町では、過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例を制定し、製造事業、情報通信技術利用事業、旅館業の用に供する施設の新設、または増設した機械、装置、家屋及び土地に対する固定資産税を3年度分免除している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②中小企業支援施策

本町では、中小企業振興基本条例を制定し、以下の支援を実施している。

- ・新商品及び新サービス開発に係る研究 1/2 以内（上限 50 万円）
- ・新商品及び新サービス開発に係る設備導入等 1/3 以内（上限 1,000 万円）
- ・特産品の販路開拓 1/2 以内（上限 50 万円）
- ・新分野進出に係る調査・研究 1/2 以内（上限 50 万円）
- ・新分野進出に係る設備導入等 1/3 以内（上限 1,000 万円）
- ・法令の制定、改正に伴う設備導入等 1/3 以内（上限 300 万円）
- ・人材育成 1/2 以内（上限 50 万円）
- ・空き店舗活用 1/3 以内（上限 400 万円）
- ・イベント開催 1/3 以内（上限 10 万円）
- ・店舗等解体 1/2 以内（上限 50 万円）
- ・施設整備 1/3 以内（上限 100 万円）

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①研究機関や支援機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、研究機関や支援機関が保有している情報（空き家・

空き工場の公開等）であって開示可能な情報について、公開を進めていく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課、下川町産業振興課において、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道庁内関係部局及び下川町が連携して対応していく。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

立地企業への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地企業の現状やニーズの把握に努め、企業にとって有益な対応を実施・検討する。

また、北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7～9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
② 中小企業支援施策	条例制定済・運用	運用	運用
③ 北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 研究機関や支援機関が有する情報提供	開示情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	基本計画の同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
立地企業のフォローアップ	随時実施	随時実施	随時実施
賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、下川町商工会、NPO 法人しもかわ観光協会等が支援を行う。これらに加えて、地方創生に関する包括連携協定を締結した株式会社北海道銀行、株式会社北洋銀行、北星信用金庫が協力する。下川町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら地域経済牽引事業を支援する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①下川町商工会

主に中心市街地地区の飲食店や小売業者が加盟し、加盟事業者に対する経営指導や、地域外での物産展への参加など、地域産品の情報発信や販路拡大推進の中核を担っている。

②NPO 法人しもかわ観光協会

宿泊施設や観光コーディネーターなど地域内の観光関係事業者が加盟し、地域内外への観光プロモーションや情報発信を行っており、地域の観光振興の中核を担っている。

また、町内視察も受入れているため、バイオマス資源を活用した環境・エネルギー分野に関心がある方向けに「木質バイオマスツアー」を実施している。

③株式会社北海道銀行・株式会社北洋銀行・北星信用金庫

下川町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業、移住・定住促進に関する事業等について連携を図る。協定締結により、地域の事業者に対して、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用した、地域資源のブランディング、ビジネスマッチング等の様々な支援を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境保全管理関係部署と協議しながら、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

また、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

加えて、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、北海道自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息

等への影響がないよう十分に配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪及び事故の発生防止に向けた啓発などにより、住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に、頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めている。

(3) その他

PDCA 体制については、下川町産業振興課を中心に、関係課長による会議を開催し、本基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と事業の見直しについて、毎年度 2 月に検討・整理する。当会議には必要に応じ、金融機関及び支援機関等からの助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「北海道下川町基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。